

は　じ　め　に

この年報は、令和２年１月から１２月までの１年間に当委員会でも取り扱った不当労働行為事件、調整事件及び個別的労使紛争に係るあっせん事件の処理状況を中心に、委員会の活動状況等の概要を収録したものです。

この年報が、労働委員会への理解を深めていただく一助となり、日頃労使関係に関心を寄せておられる方々の御参考となれば幸いです。

令和３年３月

青森県労働委員会事務局

第 4 8 期 委 員

令和2年11月8日任命

公益委員



会長
岩谷 直子



会長代理
伊藤 佑輔



大矢 奈美



細矢 浩志



源新 明

労働者委員



山内 裕幸



谷川 浩二



野坂 聡子



塩谷 進



金沢 秀樹

使用者委員



寺下 一之



藤本 和夫



斎藤 悦朗



小笠原 裕



山田 悦子

第47期で退任した委員

平成30年11月8日～令和2年11月7日

公益委員



会長
大澤 一實

労働者委員



小野 武司

労働者委員



内村 隆志
(～令和2.6.30)

使用者委員



北村 真夕美

目 次

第1章 現況

1 委員名簿	1
2 あっせん員候補者名簿	3
3 事務局職員名簿	4

第2章 活動状況

第1節 会議	5
1 総会	5
2 公益委員会議	9
3 連絡会議	9
(1) 全国労働委員会連絡協議会総会	9
(2) 全国労働委員会会長連絡会議	9
(3) 全国労働委員会事務局長連絡会議	9
(4) 全国労働委員会事務局審査主管課長会議	10
(5) 全国労働委員会事務局調整主管課長会議	10
(6) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会	10
(7) 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会	11
(8) 北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議	11
4 労働相談会	12
5 委員研修	12
第2節 不当労働行為の審査	13
1 概要	13
2 審査の期間の目標及び実施状況	13
3 不当労働行為事件一覧表	14
4 取扱事件の概要	14
令和2年（不）第1号事件	14
5 再審査・行政訴訟事件	15
第3節 労働争議の調整	16
1 概要	16
2 調整事件一覧表	17
3 取扱事件の概要	18
令和2年（調）第1号事件（あっせん）	18
令和2年（調）第2号事件（あっせん）	19
令和2年（調）第3号事件（あっせん）	20
令和2年（調）第4号事件（あっせん）	21
令和2年（調）第5号事件（あっせん）	22
令和2年（調）第6号事件（あっせん）	23
令和2年（調）第7号事件（あっせん）	24

令和2年（調）第8号事件（あっせん）	25
令和2年（調）第9号事件（あっせん）	26
4 争議行為予告通知	27
第4節 個別的労使紛争に係るあっせん	28
1 概要	28
2 個別的労使紛争に係るあっせん事件一覧表	29
3 取扱事件の概要	30
令和2年（個）第1号事件	30
令和2年（個）第2号事件	31
令和2年（個）第3号事件	32
第5節 労働組合の資格審査	33
第6節 地方公営企業等の非組合員の範囲の認定告示	33
第7節 労働委員会活性化に向けた取組	34
1 認知度を高めるための取組	34
2 委員・職員の資質の維持・向上を図るための取組	34

第 1 章 現 況

1 委員名簿

第47期

(平成30年11月8日任命)

区分	氏名	現職	就任状況	備考
公益委員	大澤 一實	弁護士	平16.11.8 以降8期目	再
	岩谷 直子	弁護士	平26.11.8 以降3期目	再
	大矢 奈美	青森公立大学経営経済学部准教授	平26.11.8 以降3期目	再
	伊藤 佑輔	弁護士	平27.12.1 以降3期目	再
	細矢 浩志	弘前大学人文社会科学部教授	平28.11.8 以降2期目	再
労働者委員	山内 裕幸	日本労働組合総連合会 青森県連合会事務局長	平17.10.1 以降8期目	再
	小野 武司	三八五労働組合 中央執行委員長	平24.4.1 以降5期目	再
	谷川 浩二	弘前愛成会病院労働組合 執行委員長	平24.11.8 以降4期目	再
	内村 隆志 (~2.6.30)	日本労働組合総連合会 青森県連合会会長	平26.7.1 以降4期目	再
	野坂 聡子	オールユニバースユニオン 執行副委員長	平28.11.8 以降2期目	再
	塩谷 進 (2.7.1~)	日本労働組合総連合会 青森県連合会会長	令2.7.1 以降1期目	新
使用者委員	北村 真夕美	株式会社青森経営研究所 代表取締役社長	平12.11.2 以降10期目	再
	寺下 一之	寺下建設株式会社 代表取締役社長	平20.11.8 以降6期目	再
	藤本 和夫	協同組合青森総合卸センター 専務理事	平23.9.1 以降5期目	再
	斎藤 悦朗	弘前航空電子株式会社 顧問	平24.11.8 以降4期目	再
	小笠原 裕	一般社団法人青森県経営者協会 専務理事	平25.7.1 以降4期目	再

第48期

(令和2年11月8日任命)

区分	氏名	現職	就任状況	備考
公益委員	岩谷 直子	弁護士	平26.11.8 以降4期目	再
	伊藤 佑輔	弁護士	平27.12.1 以降4期目	再
	大矢 奈美	青森公立大学経営経済学部准教授	平26.11.8 以降4期目	再
	細矢 浩志	弘前大学人文社会科学部教授	平28.11.8 以降3期目	再
	源新 明	弁護士	令 2.11.8 以降1期目	新
労働者委員	山内 裕幸	日本労働組合総連合会 青森県連合会事務局長	平17.10.1 以降9期目	再
	谷川 浩二	弘前愛成会病院労働組合 執行委員長	平24.11.8 以降5期目	再
	野坂 聡子	オールユニバースユニオン 執行副委員長	平28.11.8 以降3期目	再
	塩谷 進	日本労働組合総連合会 青森県連合会会長	令 2. 7. 1 以降2期目	再
	金沢 秀樹	東北電力労働組合 青森県本部委員長	令 2.11.8 以降1期目	新
使用者委員	寺下 一之	寺下建設株式会社 代表取締役社長	平20.11.8 以降7期目	再
	藤本 和夫	協同組合青森総合卸センター 専務理事	平23. 9. 1 以降6期目	再
	斎藤 悦朗	弘前航空電子株式会社 顧問	平24.11.8 以降5期目	再
	小笠原 裕	一般社団法人青森県経営者協会 専務理事	平25. 7. 1 以降5期目	再
	山田 悦子	株式会社山丙 代表取締役社長	令 2.11.8 以降1期目	新

2 あっせん員候補者名簿

(令和2年12月31日現在)

職 業	氏 名
青森県労働委員会 公 益 委 員	岩 谷 直 子
	伊 藤 佑 輔
	大 矢 奈 美
	細 矢 浩 志
	源 新 明
青森県労働委員会 労 働 者 委 員	山 内 裕 幸
	谷 川 浩 二
	野 坂 聡 子
	塩 谷 進
	金 沢 秀 樹
青森県労働委員会 使 用 者 委 員	寺 下 一 之
	藤 本 和 夫
	斎 藤 悦 朗
	小 笠 原 裕
	山 田 悦 子
青森県労働委員会 事 務 局	前 田 泰 三 (事務局長)
	小 坂 秀 滋 (審査調整課長)
	其 田 工 (審査調整課副参事)

備考1 あっせん候補者は、原則として、労働委員会委員及び事務局職員（副参事以上）を委嘱している。

- 2 公示 令和2年 4月27日付け青森県報第150号
 令和2年 5月11日付け青森県報第155号（正誤）
 令和2年 7月22日付け青森県報第186号
 令和2年 11月24日付け青森県報第237号

3 事務局職員名簿

(令和2年12月31日現在)

職 名	氏 名	分掌事務	就任年月日
事務局長	前田 泰三		令 2. 4. 1
審査調整課長	小坂 秀滋		平31. 4. 1
副参事	其田 工	審査・調整	令 2. 4. 1
総括主幹	成田 伸彦	審査	令 2. 4. 1
主幹	大川 麻紀	調整	平30. 4. 1
主事	齋藤 美咲	総務	平31. 4. 1

第 2 章 活動状況

第1節 会 議

1 総会

回数	開催年月日	議 題
1419	2. 1. 7	1 報告事項 (1) 令和元年（調）第3号事件のあっせんの終結について (2) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 令和元年（平成31年）の審査の実施状況の公表について (2) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の議題について (3) 令和2年定例総会の開催予定について (4) 令和2年定例労働相談会の実施計画について (5) 令和2年度諸会議等への出席者について
1420	2. 2. 4	1 報告事項 (1) 第852回公益委員会議の概要について (2) 令和2年（不）第1号事件の不当労働行為救済申立てについて (3) 令和2年（調）第1号事件のあっせん申請について (4) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 令和2年度諸会議等の出席者について (2) 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」及び「会長連絡会議」の開催について
1421	2. 3. 3	1 報告事項 (1) 令和2年（不）第1号事件の経過について (2) 令和2年（調）第1号事件のあっせんの経過について (3) 令和2年（調）第2号事件のあっせん申請について (4) 争議行為予告通知について (5) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」に係る議題及び研修課題について

回数	開催年月日	議 題
1422	2. 4. 7	1 付議事項 (1) あっせん員候補者の解任及び委嘱について 2 報告事項 (1) 令和2年(調)第1号事件のあっせんの経過及び終結について (2) 令和2年(調)第2号事件のあっせんの経過について (3) 令和2年(調)第3号事件のあっせん申請について (4) 令和2年(個)第1号事件のあっせん申請について (5) 争議行為予告通知について (6) 労働相談会等の実績について
1423	2. 5. 12	1 報告事項 (1) 令和2年(不)第1号事件の経過について (2) 令和2年(調)第2号事件のあっせんの経過について (3) 令和2年(調)第3号事件のあっせんの経過について (4) 労働相談会等の実施について 2 その他 (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年(不)第1号事件調査実施に際し、とった措置について (2) 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」及び「会長連絡会議」の開催について (3) 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の研修課題にかかる取扱いについて
1424	2. 6. 2	1 報告事項 (1) 令和2年(個)第1号事件のあっせんの経過について (2) 争議行為予告通知について (3) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 令和2年定例総会及び労働相談会開催予定日の一部変更について (2) 個別労働紛争処理制度周知月間で使用するチラシ及びポスターについて (3) 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の議題について (4) 「月刊労委労協」について

回数	開催年月日	議 題
1425	2. 7. 14	1 付議事項 (1) あっせん員候補者の解任及び委嘱について (2) 青森県労働委員会運営規程の一部改正について 2 報告事項 (1) 第853回公益委員会議の概要について (2) 令和2年（不）第1号事件の第2回調査について (3) 令和2年（調）第2号事件のあっせんの経過及び終結について (4) 令和2年（調）第4号事件のあっせん申請について (5) 令和2年（個）第1号事件のあっせんの経過及び終結について (6) 労働相談会等の実績について 3 その他 (1) 青森県個別的労使紛争に係るあっせんに関する要綱の運用指針の一部改正について (2) あっせんに関する申し合わせについて (3) 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会の議題の書面議決について
1426	2. 8. 4	1 報告事項 (1) 令和2年（不）第1号事件の第3回調査について (2) 令和2年（調）第4号事件のあっせんの経過について (3) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 令和2年度公労使委員合同研修の開催及び研修受講者の募集について (2) 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の開催について (3) 令和2年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会の研修課題について
1427	2. 9. 8	1 報告事項 (1) 令和2年（調）第3号事件のあっせんの終結について (2) 令和2年（調）第4号事件のあっせんの経過及び終結について (3) 令和2年（調）第5号事件のあっせん申請について (4) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 10月の定例労働相談会について (2) 令和2年度公労使委員合同研修について (3) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について

回数	開催年月日	議 題
1428	2. 10. 6	1 報告事項 (1) 第 8 5 4 回公益委員会議の概要について (2) 令和 2 年（不）第 1 号事件の第 4 回調査について (3) 令和 2 年（調）第 5 号事件のあっせんの経過について (4) 令和 2 年（調）第 6 号事件のあっせん申請について (5) 争議行為予告通知について (6) 労働相談会等の実績について
1429	2. 11. 10	1 付議事項 (1) 青森県労働委員会会長及び会長代理の選挙について
1430	2. 11. 10	1 付議事項 (1) あっせん員候補者の解任及び委嘱について 2 報告事項 (1) 令和 2 年（不）第 1 号事件の第 5 回調査について (2) 令和 2 年（調）第 5 号事件のあっせんの経過について (3) 令和 2 年（調）第 6 号事件のあっせんの経過及び終結について (4) 争議行為予告通知について (5) 労働相談会等の実績について (6) 幹事委員の選任について 3 その他 (1) 第 7 5 回全国労働委員会連絡協議会総会の開催について(変更) (2) 令和 2 年定例総会の開催予定の一部変更について (3) 令和 3 年定例総会の開催予定について (4) 令和 3 年労働相談会の実施計画（案）について
1431	2. 12. 1	1 報告事項 (1) 令和 2 年（不）第 1 号事件の参与委員の変更について (2) 令和 2 年（調）第 5 号事件のあっせんの経過及び終結について (3) 令和 2 年（個）第 2 号事件のあっせんの申請について (4) 争議行為予告通知について (5) 労働相談会等の実績について 2 その他 (1) 第 7 5 回全国労働委員会連絡協議会総会の概要について (2) 令和 3 年定例総会の開催予定について (3) 令和 3 年労働相談会の実施計画について

2 公益委員会議

回 数	開催年月日	議 題
852	2. 2. 4	1 令和2年(不)第1号事件の不当労働行為事件申立について
853	2. 6. 16	1 労働組合の資格審査について
854	2. 9. 8	1 労働組合の資格審査について 2 「不当労働行為事件における調査の傍聴を許可する者に関する申し合わせ」の一部改正について

3 連絡会議

(1) 第75回全国労働委員会連絡協議会総会

- 期 間 令和2年11月19日～20日
- 会 場 (WEB開催)
- 出席者 岩谷会長、伊藤会長代理、山内委員、野坂委員、寺下委員、山田委員
小坂課長、其田副参事、大川主幹、齋藤主事
- 講 演 演題：「労働紛争の解決と労働委員会の役割」
講師：前中央労働委員会会長 山川 隆一 氏
- 議 題 ① 同一の労働者からの複数回にわたり申請される個別労働紛争あつせんへの対応について
－経験又は見解の交流－（関東ブロック公労使提案）
② 労働委員会におけるIT化に向けた取組等について
－経験又は見解の交流－（中国・四国ブロック公労使提案）
③ 不当労働行為事件の偏在に伴う課題への対応策について
－経験又は見解の交流－（近畿ブロック公労使提案）

(2) 令和2年度全国労働委員会会長連絡会議

中止

(3) 令和2年度全国労働委員会事務局長連絡会議

中止

(4) 令和２年度全国労働委員会事務局審査主管課長会議

期 日 令和２年１１月２６日
会 場 (WEB開催)
議 題 ① 新型コロナウイルス感染防止に配慮した審査の実施について
(事例報告)
② 今後の労働委員会の在り方検討について

(5) 令和２年度全国労働委員会事務局調整主管課長会議

期 日 令和２年１１月２６日
会 場 (WEB開催)
議 題 ① 調整業務の運営について
② 都道府県労働委員会からの業務報告
講 演 演題：「同一労働同一賃金について」
講師：森戸 英幸 氏 (中央労働委員会会長代理、慶應義塾大学大学院法科学研究科教授)

(6) 令和２年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会

期 日 令和２年６月５日
会 場 (書面開催)
議 題 ① 第７５回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について (連絡協議会)
② 令和元年度決算について (連絡協議会)
③ 令和２年度予算(案)について (連絡協議会)
④ ブロック監事の選任について (連絡協議会)
⑤ 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について (連絡協議会)
⑥ 令和３年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について (連絡協議会)
⑦ 令和元年(平成３１年)取扱事件とその傾向及び特異事件について (各道県労働委員会)
研修課題 ① 登録型派遣社員が加入した合同労組が申し入れた団体交渉における派遣先、派遣元の使用者性について
② 有期契約職員に係る解雇に関するあっせん事案への対応について

(7) 令和２年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会

期 日 令和２年１０月２３日

会 場 (書面開催)

研修課題 ① 不当労働行為救済申立事件において被申立人が一切対応しない場合の労働委員会としての対応について
② 職務上の能力不足を理由とした解雇に関するあっせん事案への対応について

(8) 令和２年度北海道・東北六県労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議

期 日 令和２年８月２８日

会 場 (書面開催)

4 労働相談会

労働関係に関して個々の労働者と事業主との間の紛争の迅速かつ適正な解決のため、個別労働関係紛争処理制度が設けられているが、その一層の利用拡大と周知を図るため、平成21年10月から委員による労働相談会を開催している。

その後、労働相談会は平成27年1月から原則として毎月第1火曜日に定例的に開催し、平成30年4月からは第1火曜日に加え、原則として第3日曜日にも開催している（月2回）。

令和2年は次のとおり実施した。

月	火曜日	日曜日	場 所
1 月	7 日	1 9 日	労働委員会（青森市）
2 月	4 日	1 6 日	
3 月	3 日	1 5 日	
4 月	7 日	1 9 日	
5 月	1 2 日	1 7 日	
6 月	2 日	2 1 日	
7 月	1 4 日	1 9 日	
8 月	4 日	—	
9 月	8 日	1 3 日	
1 0 月	—	1 1 日	弘前文化センター
	—	1 8 日	ユートリー（八戸市）
	6 日	2 5 日	労働委員会（青森市）
1 1 月	1 0 日	1 5 日	労働委員会（青森市）
1 2 月	1 日	2 0 日	

時間 火曜日：13：30～15：30、日曜日：10：30～12：30

5 委員研修

(1) 公労使委員合同研修

期 間 令和2年9月3日～4日

会 場 (WEB開催)

出席者 大矢委員、塩谷委員、北村委員、寺下委員、藤本委員、斎藤委員、小笠原委員

研修内容

全体研修（9月3日）及び各側に分かれての独自研修（労働者側：書面開催、使用者側：9月4日、WEB開催）

(2) 委員・職員研修

回数	開催年月日	講 師 等
1	2. 9. 8	ブロック研修会に係る課題検討

第2節 不当労働行為の審査

1 概要

(1) 取扱件数

令和2年の取扱件数は、次表のとおりである。

前年からの 繰越件数	新規申立 件数	取扱件数 合計	処理件数	次年への 繰越件数
0	1	1	0	1

(2) 申立内容別件数

令和2年の取扱事件のうち、労働組合法第7条各号別の件数は、次表のとおりである。

7条各号別内訳								計
1	2	3	1・2	1・3	2・3	1・2・3	その他	
		1						1

2 審査の期間の目標及び実施状況

(1) 審査の期間の目標

平成17年3月1日に開催した第813回公益委員会議において、審査の期間の目標を1年6月に定めた。

(2) 令和2年の実施状況

令和2年の不当労働行為事件は、新規申立てが1件あり、翌年に繰り越し係属中である。

① 審査の期間の日数等

事件番号	申立日	審査期間 の日数	調査 回数	審問 回数	証人数	終結区分
	終結日					
令和2年 (不)第1号	2. 1. 28		6			
計1件			6			

② 終結区分毎の平均処理日数

	取下・和解				命令・決定					合計 ／ 総平均
	取下	関与 和解	無関与 和解	小計 ／ 平均	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計 ／ 平均	
処理件数										
平均処理日数										

3 不当労働行為事件一覧表

事件 番号	申 立 年月日	業種	請求する救済内容	審査 委員	参与委員		終結年月日 (所要日数)	終結 区分
					労	使		
2(不)1	2. 1. 28	サー ビス	1 退職強要、脅迫行 為等による支配介入 の禁止 2 ポストノーティス	伊藤 細矢	小野 (谷川) 野坂	北村 寺下 (山田)	係属中	

4 取扱事件の概要

令和2年（不）第1号事件

申 立 人	X 1、X 2			
被 申 立 人	Y			
申立年月日	令和 2年 1月28日		事件の態様	第7条3号
請 求 する 救済の内容	1 組合員に対する退職強要や脅迫行為等によるX 3組合への支配介入の 禁止 2 ポストノーティス			
審 査 委 員	伊藤・細矢		審問等回数	6回
			終結年月日	
参 与 委 員	労	小野・（谷川）・野坂	所 要 日 数	
	使	北村・寺下・（山田）	終 結 区 分	係属中

【事件の概要】

令和元年10月25日にYの理事長がX 1及びX 2に対して、X 1及びX 2がX 3組合に加入してYと係争したことなどを非難し、降格や減給を示唆して退職を迫った上、X 3組合に相談をした場合には殺人行為等の危害を加えることをほのめかして脅迫した行為が支配介入行為であることから、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であるとして救済を求めた。

令和2年1月28日、X 1及びX 2は、青森県労働委員会に対し、組合員に対する退職強要や脅迫行為などによるX 3組合への支配介入の禁止及びポストノーティスについて救済命令を求める申立てをした。

【審査の経過】

申立てを受けて審査を開始し、争点整理のために調査を6回行った。

第1回調査	令和2年 4月13日	争点整理
第2回調査	平成2年 6月 9日	〃
第3回調査	令和2年 7月21日	〃
第4回調査	令和2年 9月 9日	〃
第5回調査	令和2年10月27日	〃
第6回調査	令和2年12月 8日	〃

5 再審査・行政訴訟事件

(1) 再審査事件

なし

(2) 行政訴訟事件

なし

第3節 労働争議の調整

1 概要

(1) 取扱件数

令和2年の取扱件数は、新規申請9件（組合側8件、使用者側1件）であった。

(2) 取扱事件の傾向

取扱事件9件のうち、団体交渉に関する事件4件とパワーハラスメントの中止等に関する事件1件が解決により終結し、組合員への人事異動の撤回等を求める事件1件が取下げにより終結し、他の3件は翌年へ繰り越した。

(3) 業種別申請件数（新規件数）

製 造	運 輸	情 報 通 信	卸・ 小 売	金融・ 保 険	医療・ 福 祉	学 校 教 育	サービ	その他	計
					7	2			9

(4) 主なあっせん項目別件数（新規件数）

解雇 退職	配 転	賃 金	臨時給	その他の 賃金関係	団体交渉 関係	その他	計
	1				6	2	9

(5) 終結区分

解 決	打 切	取 下	次年へ繰越	計
5		1	3	9

2 調整事件一覧表

事件番号 【申請者】	開 始 年月日	業種	調整事項	調整員				終結年月日 (所要日数)	終結 区分
				公	労	使	事		
2(調)1 【組合】	2. 1. 7	社会 福祉	組合員に対するパワーハラスメントの中止と謝罪	岩谷	山内	藤本	小坂	2. 3. 23 (77日)	解決
2(調)2 【組合】	2. 3. 3	社会 福祉	1 就業規則の改正（不利益変更）の撤回 2 団体交渉の申し入れに早期に応じること	大澤	小野	寺下	小坂	2. 6. 25 (115日)	解決
2(調)3 【組合】	2. 4. 3	社会 福祉	組合員に対するパワーハラスメントの中止と人事異動の撤回	岩谷	山内	藤本	小坂	2. 8. 21 (141日)	取下げ
2(調)4 【使用者】	2. 7. 10	社会 福祉	団体交渉の平行線の状況の解消	大矢	山内	小笠原	小坂	2. 8. 26 (48日)	解決
2(調)5 【組合】	2. 8. 26	教育	1 入試手当削減の根拠を示し組合と交渉すること 2 入試作問手当支給方法の変更の適正性について組合と交渉すること	岩谷	山内 塩谷	北村 (寺下) 小笠原	小坂	2. 11. 17 (84日)	解決
2(調)6 【組合】	2. 9. 25	社会 福祉	1 年次有給休暇が消滅する者がいるため早急に交渉に応じること 2 前回のあっせんで出来たルールにのっとり直接日付け交渉をすること等	大矢	山内	小笠原	小坂	2. 10. 27 (33日)	解決
2(調)7 【組合】	2. 12. 9	教育	期末・勤勉手当削減の数的根拠を明らかにし、組合の資料を受け取り、交渉を行うこと	細矢	塩谷	寺下	小坂	翌年繰越	
2(調)8 【組合】	2. 12. 14	社会 福祉	労働組合の分会長に対する異動辞令の撤回	岩谷 源新	野坂	寺下	小坂	翌年繰越 (3. 1. 5) (23日)	(取下げ)
2(調)9 【組合】	2. 12. 15	社会 福祉	労使双方のあっせん員が立ち合いの元で、団体交渉を開催すること等	大矢	山内 塩谷	小笠原 山田	小坂	翌年繰越	

3 取扱事件の概要

令和2年（調）第1事件（あっせん）

申 請 者	X組合		(組合員数)	1 2 0 人
被 申 請 者	Y		(事業の種類)	社会福祉
			(従業員数)	約 2 0 0 人
申請年月日	令和 2 年 1 月 7 日		開始年月日	令和 2 年 1 月 7 日
調 整 事 項	組合員に対するパワーハラスメントの中止と謝罪			
あっせん員	公	岩谷	調 整 回 数	1 回
	労	山内	終結年月日	令和 2 年 3 月 2 3 日
	使	藤本	所 要 日 数	7 7 日
	事	小坂	終 結 区 分	解決

【申請に至るまでの経緯】

X組合の組合員Aは、Yの理事長から連日のように呼び出され、Yの事業所間の資金移動の責任転嫁等についての詰問を連日のように受け、仕事に支障をきたしていた。

本件に関し、団体交渉を実施したが、理事長は出席せず、また、交渉内容も理事長に伝わっていないことが明らかとなったことから、X組合は、当該パワーハラスメントの中止と謝罪を求めて、あっせん申請に至った。

【調整経過】

令和2年2月、組合員Aに対し、他の事業所への人事異動の内示があった。

同年3月12日に第1回あっせんが行われ、X組合は、理事長による組合員Aの呼び出しは現在も続いており、部署も職名も全く明らかにせず、組合員Aを異動させようとすることは報復人事であり、撤回させたいと主張し、Yは、理事長による呼び出しは過去にはあったようだが、現状はないことや、人事異動は定期異動であり、昇級であると主張した。

あっせん員で協議し、双方の要望・主張を踏まえ、①Yは、組合員Aに対して、今後は一切、パワーハラスメントを行わない、②Yは、人事異動の件について、労働条件等の必要な事項を詳細に説明する等によりX組合と誠実に団体交渉を行う、などを内容とするあっせん案を提示したところ、同月23日までに、当事者双方から、あっせん案を受諾する旨の回答書が提出されたことから、本事件は解決により終結した。

令和2年（調）第2号事件（あっせん）

申 請 者	X組合A分会		(組合員数)	1 9 人
被 申 請 者	Y		(事業の種類)	社会福祉
			(従業員数)	1 9 0 人
申請年月日	令和2年 3月 2日 (追加申請：令和2年5月7日)	開始年月日	令和2年 3月 3日	
調 整 事 項	1 就業規則の改正（不利益変更）の撤回 2 団体交渉の申し入れに早期に応じること			
あっせん員	公	大澤	調 整 回 数	1 回
	労	小野	終結年月日	令和2年 6月25日
	使	寺下	所 要 日 数	1 1 5 日
	事	小坂	終 結 区 分	解決

【申請に至るまでの経緯】

令和元年6月、Yが、YのA施設の主任以上の任期を1年とする内容の就業規則の改正を行うとして、従業員代表に対し、当該変更に係る意見書の提出を求めた。

同年7月、A施設の従業員らはX組合A分会を結成し、Yに就業規則の改正に反対する旨の意見書を提出したが、同年9月に改正され、平成31年4月1日に遡り適用されたとのことである。

令和2年2月、改正された就業規則に基づき、A施設のB園長に対する他部署への人事異動が内示されたことから、X組合A分会は、就業規則の改正の撤回を求めて、あっせん申請に至った。

また、同年3月末には、主任、副主任が降格となった。

さらに、令和2年2月から4月までの間、X組合A分会は、Yに対し、6回にわたり団体交渉の申し入れを行っているが、Yがこれに応じないことから、同年5月に、団体交渉の申し入れに早期に応じることを求めて、あっせん事項の追加申請が行われた。

【調整経過】

令和2年6月19日に第1回あっせんが行われ、X組合A分会は、①就業規則の改正により、B園長は不当配転、職員は降格となり、混乱を招いているため、撤回してほしい、②団体交渉の申し入れを6回しているが、Yが交渉を先延ばししているため、直ちに団体交渉に応じるよう勧告してほしい旨を主張し、Yは、①就業規則の改正については、役職の任期を明確化したものであり、不利益変更とは考えていない、②団体交渉に応じることはやぶさかではない旨の主張がなされた。

あっせん員で協議し、双方の要望・主張を踏まえ、①速やかに団体交渉のルールを策定し、相手方からの団体交渉の要求に対し誠意を持って対応する、②次回の団体交渉は、遅くとも令和2年8月末日までに実施する、などを内容とするあっせん案をまとめ提示したところ、同年6月25日までに、当事者双方から、あっせん案を受諾する旨の回答書が提出されたことから、本事件は解決により終結した。

令和2年（調）第3号事件（あっせん）

申 請 者	X組合		(組合員数)	1 2 0 人
被 申 請 者	Y		(事業の種類)	社会福祉
			(従業員数)	約 1 9 0 人
申請年月日	令和 2 年 4 月 3 日	開始年月日	令和 2 年 4 月 3 日	
調 整 事 項	組合員に対するパワーハラスメントの中止と人事異動の撤回			
あっせん員	公	岩谷	調 整 回 数	0 回
	労	山内	終結年月日	令和 2 年 8 月 2 1 日
	使	藤本	所 要 日 数	1 4 1 日
	事	小坂	終 結 区 分	取下げ

【申請に至るまでの経緯】

令和2年（調）第1号事件が解決により終結した後も、Yの理事長による組合員に対するパワーハラスメントが継続して行われている等として、X組合は、当該パワーハラスメントの中止と組合員Bに対する人事異動の撤回を求めて、あっせん申請に至った。

【調整経過】

令和2年5月に被申請者側の事務局調査を行ったところ、団体交渉に応じる意向であることを確認したため、状況の推移を見守っていたところ、同年8月にYの理事長が退任し、あっせん事項が解消されたとして、X組合から令和2年8月21日付けで取下書が提出され、同日付けで受理したことから、本事件は終結した。

令和2年（調）第4号事件（あっせん）

申 請 者	Y	(事業の種類)	社会福祉	
		(従業員数)	8 人	
申 請 者	X組合	(組合員数)	6 人	
申請年月日	令和 2 年 7 月 9 日	開始年月日	令和 2 年 7 月 1 0 日	
調 整 事 項	団体交渉が、平行線の状況が続いているので、解消したい。			
あっせん員	公	大矢	調 整 回 数	1 回
	労	山内	終結年月日	令和 2 年 8 月 2 6 日
	使	小笠原	所 要 日 数	4 8 日
	事	小坂	終 結 区 分	解決

【申請に至るまでの経緯】

令和元年11月、Yの従業員によりX組合が発足し、令和2年2月までに2回の団体交渉が実施され、Yは、団体交渉の協議事項に対し、一部について検討中であり、後日改めて回答する旨の回答をしている。

令和2年6月、X組合は、Yに、7月の団体交渉開催申込と前回の団体交渉で保留となっている案件への回答を依頼したが、Yは、感染症予防等を考慮し、団体交渉の延期を申し込んだ。

同年7月、X組合とYとの間で、団体交渉開催申込や、回答等のやりとりがあったが、平行線の状況が続いていることから、Yは、これを解消することを求めてあっせん申請に至った。

【調整経過】

令和2年8月26日に第1回あっせんが行われた。

当該あっせんにおいて、Yは、小さな会社であるため、労働組合の活動より、指導員として質を高め、会社の質を高め合う活動をしたい旨を主張し、X組合は、団体交渉を進めたい、有給休暇や36協定については早急に解決が必要であると主張した。

あっせん員が双方と個別に協議を重ね、①団体交渉のルールについて（出席者は各側3名以内とすること、出席者は3日前までに相手方に通知すること、1回当たりの団体交渉はおおむね2時間以内とすること等）、②次回の団体交渉を令和2年9月末までに行う、③Yは、X組合から、団体交渉での説明を求められた場合は、団体交渉に応じ、交渉の権限を有する者が出席して、団体交渉の場で十分な説明を行うよう努める、などを内容とするあっせん案をまとめ提示したところ、当事者双方とも受諾の意向を示し、本事件は解決により終結した。

令和2年（調）第5事件（あっせん）

申請者	X 1 組合 X 2 組合連合			(組合員数) 9 人 1 5 8 人
被申請者	Y			(事業の種類) 教育 (従業員数) 9 0 人
申請年月日	令和2年 8月26日		開始年月日	令和2年 8月26日
調整事項	- 入試手当削減の根拠を示し組合と交渉すること - 入試作問手当支給方法の変更の適正性について組合と交渉すること			
あっせん員	公	岩谷	調整回数	2回
	労	山内、塩谷	終結年月日	令和2年11月17日
	使	北村、（寺下） 小笠原	所要日数	84日
	事	小坂	終結区分	解決

【申請に至るまでの経緯】

平成31年2月、Yが入試手当を一方的に削減したことが判明したことから、同年3月にX1組合とYで団体交渉を実施したが、Yは、就業規則上問題ないとの主張をし、実質的な話し合いにはならず、令和2年1月に、X1組合がYに、再度話し合いに応じるよう要請した。

同年2月、Yが入試作問手当を一方的に改定したことから、同年3月に団体交渉が実施されたが、Yは就業規則上問題ないとの見解を述べた。

同年7月に、X1組合がYに入試手当変更に関し、改めて実質的な団体交渉を実施してはどうかと伝えたところ、Yから、団体交渉が申し入れられれば応じるが、現時点で考えを変えるつもりがないことが伝えられた。

以上のことから、X1組合と上部団体のX2組合連合は、入試手当削減の根拠を示し交渉すること及び入試作問手当支給方法の変更の適正性について交渉することを求めて、令和2年8月26日にあっせん申請に至った。

【調整経過】

令和2年9月23日付けで、Yから答弁書が提出され、同年10月16日に第1回あっせんが開催された。

X1組合は、入試手当の項目が答弁書で開示されたが、団体交渉での話し合いがなされていないため、実質的な話し合いを行いたい旨を主張し、Yは、X1組合が求めたことはすべて答弁書に記載していると考えているが、団体交渉の申入れがあれば受けざるを得ない旨を主張した。

同年１１月１７日に第２回あっせんが開催され、あっせん員が双方と個別に協議を重ね、X１組合から団体交渉の申し入れをする意向があることを確認した上で、①Yは、入試手当削減について、入試手当の内容を説明の上、削減根拠を具体的に示し、X１組合と団体交渉を行うものとする、②Yは、入試作問手当支給方法の変更及び支給金額の削減について、内容を説明の上、削減根拠を具体的に示し、X１組合と団体交渉を行うものとする、などを内容とするあっせん案をまとめ提示したところ、当事者双方とも受諾の意向を示し、本事件は解決により終結した。

令和２年（調）第６事件（あっせん）

申請者	X組合（組合員数） 6人			
被申請者	Y（事業の種類） 社会福祉 （従業員数） 8人			
申請年月日	令和2年 9月24日		開始年月日	令和2年 9月25日
調整事項	・年次有給休暇が消滅する者がいるため早急に交渉に応じること ・前回のあっせんで出来たルールにのっとり、直接日付交渉をすること等			
あっせん員	公	大矢	調整回数	1回
	労	山内	終結年月日	令和2年10月27日
	使	小笠原	所要日数	33日
	事	小坂	終結区分	解決

【申請に至るまでの経緯】

令和２年（調）第４号事件のあっせんにおいて、団体交渉に関するルールを策定し、次回の団体交渉を９月末までに行うとする旨のあっせん案をX組合とYの双方が受諾していたが、Yが当該ルールを守らず、団体交渉を開催できないとして、X組合はあっせん申請に至った。

【調整経過】

令和２年１０月２３日に第１回あっせんが行われた。

当該あっせんにおいて、X組合は、前回事件のあっせん案のとおり団体交渉を進めたいが、Yの対応は以前と変わっていない旨を主張し、Yは、前回事件のあっせん案については理解しており、９月末に団体交渉を行うつもりでいたが、X組合があっせん申請

したため実施されなかったと主張した。

あっせん員が双方と個別に協議を重ね、①前回事件のあっせん案を踏まえ、誠実に団体交渉を行うこと、②団体交渉の開催日時の変更及び事前協議については、X組合の担当者とYの担当者が直接対面で行うこと、などを内容とするあっせん案をまとめ提示したところ、同年10月26日までに、当事者双方から、あっせん案を受諾する旨の回答書が提出されたことから、本事件は解決により終結した。

令和2年（調）第7事件（あっせん）

申請者	X 1 組合		(組合員数)	2 8 人
	X 2 組合連合			1 5 8 人
被申請者	Y		(事業の種類)	教育
			(従業員数)	6 4 人
申請年月日	令和 2 年 1 2 月 8 日		開始年月日	令和 2 年 1 2 月 9 日
調整事項	期末・勤勉手当削減の数的根拠を明らかにし、組合の資料を受け取り、交渉を行うこと			
あっせん員	公	細矢	調 整 回 数	0 回
	労	塩谷	終結年月日	
	使	寺下	所 要 日 数	
	事	小坂	終 結 区 分	翌年へ繰り越し

【申請に至るまでの経緯】

令和2年6月の団体交渉において、YがX1組合に対し、令和2年度の人件費削減（期末・勤勉手当2か月分削減及び給与表削減）を提案した。

同年7月から9月までの間、団体交渉が2回実施された。Yから、人件費等について計算し直した結果、単年度赤字が圧縮されたが、削減の提案に変更はない旨の説明があり、人件費削減金額の根拠等や、令和3年度以降の数年間の財政見通し等、提案の検討材料になり得る具体的な説明はなかった。

同年10月8日の団体交渉において、Yは、期末・勤勉手当を1.45か月分削減することを再提案した。

X1組合が予算を試算したところ、令和2年度は、期末・勤勉手当を削減しなくても運営できる結果となったことから、再度、Yに検討して欲しい旨を伝えたが、応じてもらえなかった。

また、同月２８日の団体交渉においても、X１組合は、期末・勤勉手当の削減なしで運営できる数的根拠をYに示そうとしたが、Yは受け取りを拒否し、一方的に期末・勤勉手当１.４５か月分削減の実施を宣言し、団体交渉を終えた。

X１組合と上部団体のX２組合連合は、令和２年度の期末・勤勉手当削減について、YはX１組合の要請に応じて削減の数的根拠を明らかにし、同月２８日団体交渉でX１組合が示そうとした資料を受け取り、その上でX１組合と交渉することを求め、あっせん申請に至った。

【調整経過】

令和２年１２月２１日に事務局調査を行い、第１回あっせんの開催は翌年へ繰り越されることになった。（翌年へ繰り越し）

令和２年（調）第８号事件（あっせん）

申請者	X組合		(構成員数)	1 2 5 人
被申請者	Y		(事業の種類)	社会福祉
			(従業員数)	2 7 人
申請年月日	令和 2 年 1 2 月 1 1 日		開始年月日	令和 2 年 1 2 月 1 4 日
調整事項	労働組合の分会長に対する異動辞令の撤回			
あっせん員	公	岩谷、源新	調 整 回 数	0 回
	労	野坂	終結年月日	(令和 3 年 1 月 5 日)
	使	寺下	所 要 日 数	(2 3 日)
	事	小坂	終 結 区 分	翌年へ繰り越し (令和 3 年 1 月 5 日取下げ)

【申請に至るまでの経緯】

令和２年１２月９日、YのA施設に勤務しているX組合の分会長に対し、令和３年１月１日付けで、Y本部総務課への異動の辞令が渡された。X組合の分会長はこれを辞退したが、Yから拒否はできないと言われたことから、異動の撤回を求めてあっせん申請に至った。

【調整経過】

令和2年12月23日に事務局調査を行った。

X組合の分会長がYに退職届けを提出し、受理されたため、X組合から、令和2年12月24日付けの取下書が送付された。（なお、その取下書は、令和3年1月5日付けで受理し、本事件は終結した。）

令和2年（調）第9事件（あっせん）

申請者	X組合（組合員数） 6人			
被申請者	Y（事業の種類） 社会福祉 （従業員数） 8人			
申請年月日	令和2年12月14日		開始年月日	令和2年12月15日
調整事項	労使双方のあっせん員が立ち合いの元で団体交渉をしたい等			
あっせん員	公	大矢	調整回数	0回
	労	山内、塩谷	終結年月日	
	使	小笠原、山田	所要日数	
	事	小坂	終結区分	翌年へ繰り越し

【申請に至るまでの経緯】

令和2年（調）第4号事件及び令和2年（調）第6号事件のあっせんにおいて、団体交渉に関するあっせん案をX組合とYの双方が受諾していたが、あっせん案にある「相互に理解し良好な労使関係を築くこと」が困難なため、労使双方のあっせん員が立合いの元で団体交渉を開催することを求めて、X組合はあっせん申請に至った。

【調整経過】

令和2年12月22日に事務局調査を行い、第1回あっせんの開催は翌年へ繰り越されることになった。（翌年へ繰り越し）

4 争議行為予告通知

労働関係調整法第37条の規定に基づく公益事業の争議行為予告通知の状況（本県分関係）は下記のとおりである。

業種別では、運輸事業が63.3%、次いで医療、公衆衛生事業が26.7%を占めている。

また、争議項目別では、賃金関係（賃金及び一時金）が全体の73.3%を占めている。

(1) 業種別状況

運 輸	郵 便 電信・電話	水道、電気 ガ ス	医 療 公衆衛生	計
19	2	1	8	30

(2) 主な争議項目別状況

賃 金	一 時 金	労働協約	合 理 化	そ の 他	計
18	4		3	5	30

第4節 個別的労使紛争に係るあっせん

1 概要

(1) 取扱件数

令和2年の取扱件数は、新規申請3件（労働者側3件）であった。

(2) 取扱事件の傾向

取扱事件3件のうち、精神的・経済的損害として慰謝料等の支払いを求める事件1件が解決により終結し、他の2件は翌年へ繰り越した。

(3) 業種別申請件数（新規件数）

製 造	運 輸	情 報 通 信	卸・ 小 売	金融・ 保 険	医療・ 福 祉	学 校 教 育	サービス	その他	計
1					1		1		3

(4) 主なあっせん事項別件数（新規件数）

解雇退職	配 転	賃 金	臨 時 給	その他の 賃金関係	そ の 他	計
3						3

(5) 終結区分

解 決	打 切	取 下	次年へ繰越	計
1			2	3

2 個別的労使紛争に係るあっせん事件一覧表

事件番号 【申請者】	開始 年月日	業種	調整事項	調整員				終結年月日 (所要日数)	終結 区分
				公	労	使	事		
2(個)1 【労働者】	2. 3. 24	社会 福祉	精神的・経済的損害に対 する補償の請求	大澤	野坂	小笠原	小坂	2. 6. 10 (79日)	解決
2(個)2 【労働者】	2. 11. 20	その他 の生活 関連サ ービス	解雇を撤回し、会社都合 退職の扱いにすること	細矢	谷川 金沢	藤本 斎藤	小坂	翌年繰越	
2(個)3 【労働者】	2. 12. 9	印刷・ 同関連 業	・ 解雇の撤回 ・ 解雇と言われた時の理 由と解雇理由説明書の理 由が違うこと	伊藤	谷川	藤本	小坂	翌年繰越	

3 取扱事件の概要

令和2年（個）第1号事件

申 請 者	X			
被 申 請 者	Y	(事業の種類)	社会福祉	
		(従業員数)	4 6 人	
申請年月日	令和 2 年 3 月 2 3 日	開 始 年 月 日	令和 2 年 3 月 2 4 日	
あ っ せ ん 事 項	精神的・経済的損害として、6 2 万 5 千円を求めたい。 (1 ヶ月平均賃金 1 7 万 5 千円の 3 か月分と慰謝料 1 0 万円)			
あっせん員	公	大澤	あっせん回数	1 回
	労	野坂	終 結 年 月 日	令和 2 年 6 月 1 0 日
	使	小笠原	所 要 日 数	7 9 日
	事	小坂	終 結 区 分	解決

【申請に至るまでの経緯】

Xは、YのA施設に勤務していたが、上司から利用者の個人情報に漏洩した疑いを持たれたため、「解雇してください」と言い、A施設の入居者に自身が退職することを告げた。Yは、Xの当該行為が、心身状態がまともではないとして1ヶ月間の休職を命じた。

Xは、休職期間終了前の面談の際、上司から、問題となっているのは、個人情報の漏洩ではなく、入居者に必要のないことを話したことであり、Xの復職について、職員や入居者が不安に思っていることなどを告げられた。また、退職の話になり、Xは退職届を持ち帰ったが、後日、退職届の提出を待ってもらうよう上司に電話をしたところ、一方的に電話を切られた。

Xは、会社の要因で退職を余儀なくされたことに対する精神的・経済的損害の補償を求め、あっせん申請に至った。

【あっせん経過】

令和2年6月5日に第1回あっせんが行われた。あっせんにおいて、Xは、①退職したい、退職理由は会社都合にしてほしい、②補償金の金額はこだわらない、③謝罪してほしい旨を主張し、Yは、解雇もしておらず、Xとは連絡もとれずにいた中、「精神的損害に対する補償」とは全く理解できない、退職については認めるが、それ以外については認めないと主張し、双方歩み寄る状況ではなかった。

あっせん打ち切りも視野に、双方と個別に協議を重ねたところ、Yから、解決金1ヶ月相当分を支払うことで、この問題を解決させたい旨の提案がなされた。Yの提案をXに伝え

たところ、了承する意向を示したため、Xが同月15日付けで退職し、XがYに退職届を提出すること、YがXに対し、退職に係る解決金として1ヶ月分の給与相当額を支払うことなどを内容としたあっせん案をまとめ提示したところ、同月10日までに当事者双方から、あっせん案を受諾する旨の回答書が提出されたことから、本事件は解決により終結した。

令和2年（個）第2号事件

申 請 者	X			
被 申 請 者	Y	(事業の種類) (従業員数)	その他の生活関連サービス業 4 0 人程度	
申請年月日	令和2年1 1 月 1 9 日	開 始 年 月 日	令和2年1 1 月 2 0 日	
あ っ せ ん 事 項	解雇を撤回し、会社都合退職の扱いにしてほしい。			
あっせん員	公	細矢	あっせん回数	0 回
	労	谷川、金沢	終 結 年 月 日	
	使	藤本、斎藤	所 要 日 数	
	事	小坂	終 結 区 分	繰越し

【申請に至るまでの経緯】

Xは、令和2年4月からXに入社した。（6月30日まで試用期間）

同年6月11日に、Yから生物を扱うには適さないとの理由で解雇予告通知があり、同月30日付けで解雇となったが、生物を死なせるような事故は発生させておらず、解雇される理由がないことから、解雇を撤回し、会社都合退職の扱いにすることを求めてあっせん申請に至った。

【あっせん経過】

令和2年12月10日に事務局調査を行い、第1回あっせんの開催は翌年へ繰り越されることになった。

令和2年（個）第3号事件

申 請 者	X			
被 申 請 者	Y	(事業の種類)	印刷・同関連業	
		(従業員数)	1 9 人	
申請年月日	令和2年12月 8 日		開始年月日	令和2年12月 9 日
あ っ せ ん 事 項	・解雇の撤回について ・解雇と言われた時の理由と、解雇理由証明書の理由が違ふことについて			
あっせん員	公	伊藤	あっせん回数	0 回
	労	谷川	終 結 年 月 日	
	使	藤本	所 要 日 数	
	事	小坂	終 結 区 分	繰越し

【申請に至るまでの経緯】

Xは、令和2年10月に営業職としてYに入社し、同月23日にYのA常務と有限会社Bを訪問した。

同月26日で、A常務から、賞罰を受けたことがあるかを聞かれ、ある旨答えたところ、経歴詐称により辞めてもらうと言われた。

その後、XがYに対し、不当解雇であること、解雇理由証明書の交付申請等の内容証明を送付し、同年11月13日付でYからXに対し、解雇理由証明書が送付された。当該証明書には、Xが有限会社Bに未払金があることが判明し、信用不良になりYの損失になることが解雇理由である旨が記載されていた。

Xからは、口頭で解雇通知を受けた際は、前科があることが理由となっていたのに対し、解雇理由証明書では、有限会社Bに対する未払金に伴う信用問題が理由となっており、解雇理由が違っていること、解雇される理由もなく、Yに損害も与えていないことから解雇は不当であり、解雇の撤回を求めて、あっせん申請に至った。

【あっせん経過】

令和2年12月21日に事務局調査を行い、第1回あっせんの開催は翌年へ繰り越されることになった。

第5節 労働組合の資格審査

労働組合法第5条の規定による令和2年の労働組合の資格審査の取扱件数は、次表のとおりである。

申請理由 件数	取 扱 件 数			処 理 件 数		
	前年からの繰越	新規	計	認定	取下	翌年への繰越
不当労働行為	0	0	0	0	0	0
委 員 推 薦	0	1 2	1 2	1 2	0	0
法 人 登 記	0	0	0	0	0	0
計	0	1 2	1 2	1 2	0	0

第6節 地方公営企業等の非組合員の範囲の認定告示

令和2年における地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第5条第2項の規定による告示の取扱いはなかった。

第7節 労働委員会活性化に向けた取組

少子高齢化の進行や若年層を中心とした非正規労働者の増加など労働を取り巻く環境は大きく変化しており、労働委員会がその機能を発揮し、使命を十分に果たせるよう、労働委員会活性化のための検討委員会が作成した第1次～第3次報告書等を受けて、当委員会が実施した活性化に向けた取組は、次のとおりである。

1 令和2年の認知度を高めるための取組

- ① ホームページによるPRの充実
- ② 県の広報媒体によるPR（地元3紙、ラジオ、インターネット配信、コンビニ等でのチラシ設置）
- ③ 委員による労働相談会の開催
原則毎月第1火曜日、第3日曜日に開催しているほか、10月の周知月間には日曜日に県内3市（青森市・弘前市・八戸市）において合計3回開催した。
- ④ 地元2紙への無料広告の掲載依頼
- ⑤ 県内市町村の広報誌への掲載
- ⑥ 県政記者会へ労働相談会についての情報提供
- ⑦ 関係機関への労働相談会のチラシ等の備え置き
（県内6地域県民局、市町村、労働局、労働基準監督署、ハローワーク、法テラス、ジョブカフェ、連合青森、県労連、県経営者協会、県弁護士会、県社労士会等）
- ⑧ 関係機関の情報誌や求人情報誌への掲載
（連合青森、青森県労働協会、県経営者協会、月刊 Be-job 等）
- ⑨ 青森県民手帳の暮らしの相談窓口等への掲載
- ⑩ 労働相談ダイヤルによる相談対応等

2 令和2年の委員・職員の資質の維持・向上を図るための取組

- ① 中労委が開催する公労使委員研修の受講
- ② ブロック研修会等への参加
- ③ ブロック会議の研修課題に対する委員・職員の研修会の開催
- ④ 新任委員に対する実務研修（あっせん員への指名）